

呉市立小・中・義務教育学校A I型デジタルドリル導入業務仕様書

1 業務名

呉市立小・中・義務教育学校A I型デジタルドリル導入業務

2 対象

呉市立小学校 34校, 呉市立中学校 24校, 呉市立義務教育学校 1校
児童数 8,721人, 生徒数 4,739人, 教職員数 1,098人

3 履行期間

契約締結の日から令和7年3月31日(月)までとする。

ただし, 使用開始日は令和6年8月1日(木)とし, 契約締結日から使用開始日前日までの間は準備期間とする。

なお, 令和7年度以降のA I型デジタルドリルの使用に関しては, 当該落札業者と各学校において利用契約を締結する予定である。

4 目的

呉市立の小・中・義務教育学校全59校へA I型デジタルドリルを導入することで, 児童生徒の学習状況を把握し, 個別最適な学習支援につなげるとともに, 家庭での学習時間の確保, 学習習慣の定着を図り, また教職員の負担軽減による働き方改革の促進を目的とする。

5 基本的条件

(1) システムの仕様

ア iOS/iPadOS, Windows OS, Chrome OSの3つのすべてのOSで利用できること。

イ ブラウザはMicrosoft Edge, Safari, Google Chromeすべてで利用できること。

ウ 各種利用環境に合わせたクラウド運用によるWeb配信, ローカルインストールなど, いずれかの方法にて提供し, 安定的に利用できること。

エ 各種コンテンツの学習履歴は, 受注者が提供するバッククラウドで運用すること。

オ サーバについては, 強固なセキュリティ体制が構築されており, 個人情報の保護及び適正な管理を24時間365日の運用監視体制や不正侵入検知・防止機能など, 個人情報の流出を防ぐ対策を構築していること。

(2) A I型デジタルドリルの仕様等

ア 児童生徒の習熟度に合わせた学習を実現するため, 個別学習を支援するものであること。

イ 児童生徒毎の学習状況について, 学習した教科, 取組時間, 学習の理解度を教職員が把握できる機能があること。

ウ 各種問題は, タブレット端末上で解答し, 自動採点ができること。

エ 小学校及び義務教育学校前期課程用は, 1~6年生の国語・算数・理科・社会・英語(理科・社会は3年生以上, 英語は5年生以上)の5教科を含み, 学習指導要領に準拠していること。中学校及び義務教育学校後期課程用は, 1~3年生及び7~9年生の国語・社会・数学・理科・英語の5教科を含み, 学習指導要領に準拠していること。また, 児童生徒は, 当該学年以外の内容も利用できること。

オ 児童生徒一人一人の解答状況（正誤や解答プロセス）に応じて，習熟度に合った個別の練習問題等を自動で誘導し，提供する学び直し機能を有していること。また，解説機能があることが望ましい。

カ ドリルの解答データから児童生徒が苦手とする単元やつまづきを自動的に分析・特定し，その後の学習に活かせる機能を有すること。

キ 教職員が問題を選択して児童生徒に課題を配信できる機能があり，学習状況が確認できること。また，発注者が全児童生徒に問題を選択して配信できる機能があることが望ましい。

ク 小中学校合わせて4万問以上のドリル問題を有していること。

ケ 単元毎に確認テストや練習問題が用意され，その結果をフィードバックし学力補充を行えるような機能を有していることが望ましい。

コ 次の内容が記載されているマニュアルを，令和6年7月31日までに各学校及び教育委員会へ紙媒体及びデータにて納品すること。なお，資料は複数に分かれても可とする。

- ・A I型デジタルドリルのログイン方法
- ・A I型デジタルドリルの製品概要
- ・児童生徒機能の使用方法
- ・教職員機能の使用方法
- ・問合せ窓口の連絡先

(3) アカウント

ア 利用に当たっては，児童生徒及び教職員の個々のG o o g l eアカウントを用いたシングルサインオンで使用（ログイン）できること。

イ 発注者に対して，各学校の活用状況や学習内容を閲覧・管理できるようなアカウントの発行，または各学校の利用状況が分かる資料を提供すること。

ウ 教職員が，児童生徒の取組状況を把握できる管理画面及び児童生徒からの質問に対応できるよう，児童生徒と同じ画面が確認できるようなアカウントを発行すること。

※イ，ウについては無償であること。

(4) サポート

ア 全ての学校でスムーズな運用開始をするため，契約締結後速やかに児童生徒及び教職員にアカウントを割り振り，研修を行うこと。

イ 問合せ窓口の受付時間は休日（呉市の休日を定める条例（平成元年呉市条例第35号）にて定められた市の休日（土・日曜日，祝祭日及び12月29日～1月3日）をいう。）を除く9時から17時までとする。

ウ 業務期間内に発注者，各学校からの要望に応じて，受注者による操作研修会を行うこと。操作研修会の実施方法は訪問又はオンラインとする。

また，操作研修会の実施状況や各学校の活用状況は月次で教育委員会に報告すること。

エ サポートに係る費用は，受注者負担とする。研修会の実施内容等については，受注者と発注者が相談の上決定する。

オ 教育委員会からの問合せに対する資料提供について

- ① 呉市教育委員会が画面上やデータを用いて学校毎の活用状況などを把握できること。
- ② 抽出できるデータは学校毎や学年毎など様々な選択肢の中から選択できること。

6 その他

(1) 本業務を適切に遂行するため，必要に応じて，随時本市と協議を行うこと。

(2) 業務の実施に際しては，本市の指示に従うこととし，本仕様書に記載のない事項や疑義が生じた場合については，本市と協議の上決定するものとする。

- (3) 業務の全部又は主体的部分を一括して第三者に委任し，又は請け負わせてはならない。ただし，業務の全部又は主体的部分以外の部分を第三者に委任し，又は請け負わせる（以下「再委託」という。）ときは，当該業務範囲につき，あらかじめ本市と相談の上，承諾を得ること。また，再委託させたときは，受注者は本市に対して，再委託させた者の商号又は名称その他必要な事項を通知すること。
- (4) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関連法令及び呉市情報セキュリティポリシーを遵守するとともに，本業務を通じて知り得た情報を機密情報として適正に管理することとし，当該情報を本業務の目的以外に利用し，又は第三者へ提供してはならない。契約が終了し，又は解除した後においても同様とする。なお，本業務の履行に当たる受注者の使用人及び再委託先も同様の責務を負う。